



2月16日(火)～3月15日(火) 確定申告・町県民税の申告

町県民税申告 税務課 住民税係
 確定申告 菊池税務署 ☎0968(25)2121(自動音声案内)

平成27年分の申告は2月16日(火)～3月15日(火)です。
 申告期限前は窓口が混み合いますので、余裕を持ってお越しください。
 確定申告期間中、町は町県民税の申告を受け付けています。



■確定申告が必要な人
 ・給与所得者(アルバイト含む)で、2力以上から給与をもらっている人
 ・給与以外の所得金額が20万円を超えている人
 ・事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある人
 ・給与の収入が2千万円を超える人
 ■町県民税申告が必要な人
 ・平成28年1月1日現在で菊陽町に住民票があり、次に当てはまる人
 ・平成27年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
 ・平成27年中に収入はないが、国民健康保険加入者、または町県民税の各種証明書が必要な人
 ※確定申告を税務署へ提出する人・給与所得のみで職場の年末調整が済んでいる人、町内に住所のある親族の扶養になっている人は除きます。

- 申告に必要なもの
- 収入経費
 - 源泉徴収票、支払証明書(原本)
 - 農業、営業、不動産などの収入がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
 - 控除
 - 社会保険料支払証明書または領収書(国民健康保険・任意継続保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療保険など)
 - 生命保険料控除証明書など(生命・介護・個人年金・地震保険など)
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける人)
 - 医療費控除領収書(原本)、高額医療費、保険会社などの給付金額が分かるもの
 - ※控除額を計算する場合は支払った金額から差し引かれる金額(補てん金など)もあります。
 - ※あらかじめ領収書の金額を家族の個人ごとに集計してください。
 - ※領収書(原本)は税務署へ提出します。返送を希望する人は返信用の封筒と切手をお持ちください。
 - 前回の申告書控え(持っている人)
 - その他
 - 印鑑(認め印で可)

- 本人の口座番号が分かる通帳など
 ※今回は個人番号(マイナンバー)の記入は必要ありません。
- 町で受けられない申告
 次の申告をする人は菊池税務署で申告をお願いします。
- 株式などの譲渡所得・配当所得
 - 先物取引に係る雑所得など
 - 土地・建物などの譲渡所得
 - 住宅ローン控除を初めて申告する人
 - 消費税・贈与税の申告
 - 準確定申告(平成27年中に亡くなった人の申告)

後期高齢者医療保険料・介護保険料を支払っている人

後期高齢者医療保険料または介護保険料を納付している人で、納付確認書が必要な人は、健康・保険課と介護保険課の窓口で発行します。身分証を持参し窓口にお越しください。郵送を希望する場合は、お問い合わせください。

■問い合わせ
 【後期高齢者医療保険料】
 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912
 【介護保険料】
 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

日程・場所

期日	受付地区		場所	
	午前 午前9時～午前11時	午後 午後1時～午後4時		
2月16日(火)	川久保・下原	津留・大堀木	役場2階 大会議室	
2月17日(水)	曲手・辛川	井口・道明		
2月18日(木)	あさひヶ丘・津久礼ヶ丘	上津久礼		
2月19日(金)	宮ノ上・ひばりヶ丘	下津久礼		
2月22日(月)	緑ヶ丘	緑陽台		
2月23日(火)	入道水・柳水・馬場			
2月24日(水)	鉄砲小路・長塚	新町・南方		
2月25日(木)	中尾・光団地・駅前・古閑原			
2月26日(金)	中代			東部町民 センター
2月29日(月)	上中代・出分	戸次・馬場楠		光の森 町民 センター (キャロップ ピア)
3月1日(火)	光の森1町内～7町内			
3月2日(水)	武蔵ヶ丘1町内～4町内			
3月3日(木)	武蔵ヶ丘5町内～8町内			
3月4日(金)	八久保・南八久保・にじの森			
3月7日(月)	花立・南花立・向陽台			
3月8日(火)	三里木・三里木北		三里木 町民 センター	
3月9日(水)	新山・北新山・境の松			
3月10日(木)	杉並台・青葉台・新成			
3月11日(金)	東ヶ丘・沖野			

※西部地区の申告会場が光の森町民センターに変わります。
 ※混雑を避けるため、できるだけ地区ごとの受付日(午前・午後)に申告してください。

確定申告書の第二表「住民税に関する事項」

これは住民税を課税する上で重要な項目です。次に当てはまる人は必ず記入をお願いします。

- 16歳未満の扶養親族がいる人
- 別居の控除対象配偶者・扶養親族がいる人
- 配当所得や株式等譲渡所得があり住民税が源泉徴収されている人
- 住民税の寄付金税額控除を受ける人
- 給与・公的年金等に係る所得とそれ以外の所得がある人
- (日本国内に)非居住の期間があり、その期間に生じた国内源泉所得がある人

申告に必要な障害者控除対象者認定の申請

65歳以上の要介護認定者で、障害者控除の対象に当てはまる場合は控除が受けられます(身体障害者手帳などで控除を受ける人は当てはまりません)。対象者には介護保険課で「障害者控除対象者認定書」を発行しています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

菊池税務署からのお知らせ

申告日程(税務署)

日時	場所	申告内容
2月16日(火)～ 3月15日(火) (土・日曜日を除く) 午前9時～午後4時	菊池税務署 〒861-1393 菊池市隈府 874番地1 ☎0968(25)2121	全ての所得税 申告 個人事業主の 消費税

菊池税務署案内図



公的年金収入がある人の確定申告

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、この場合でも、

- 所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- 住民税の申告が必要な場合があります。

自宅からネットが便利「申告・納税 e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、インターネットを利用して、次の申請・届け出ができます。

- 所得税、復興特別所得税、法人税・地方法人税、復興特別法人税、贈与税、消費税、地方消費税、酒税、印紙税の申告
- 全ての国税の納税
- 納税証明書の交付請求、法定調書の提出などの申請・届出などができます。

電子署名を必要としない納税、メッセージボックスの確認、利用者情報の登録・確認・変更などは、スマートフォンでも利用できます。詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。

■問い合わせ
 菊池税務署
 ☎0968(25)2121
 ※自動音声案内

